2．3　自然環境の概要

2．3．1　気象

事業計画地の位置する大阪市の気候は、瀬戸内海気候に属しており、概ね温和である。大阪管区気象台における観測結果によると、平成 19 年における大阪市の年平均気温は 17.6℃（平年値(注)：16.5℃）、年間降水量は 962.5㎜（平年値：1306.1㎜）、年間日照時間は 2124.5 時間（平年値：1967.1 時間）となっている。

また、大阪市では、大気汚染物質の移流・拡散に大きな影響を与える風向・風速について、市内 13 ヶ所の一般環境大気測定局及び 1 ヶ所のタワー測定局で常時観測を実施しており、市域内では西寄りの風及び北東寄りの風の頻度が多くなっている。

(注)平年値は、大阪管区気象台における昭和 46 年から平成 12 年までの 30 年間の平均値である（「日本気候表」(平成 13 年 3 月　気象庁)）。

2．3．2　地象

(1) 地形

大阪市が位置する大阪平野は、北を北摂～六甲山地、東を生駒～金剛山地、西を大阪湾、南を和泉山地に囲まれた地域に発達した沖積低地である。また、市のほぼ中央部、大阪城の位置するあたりから南へ、上町台地と呼ばれる幅約 3㎞の小高い台地がのびている。

大阪市の市街地は、上町台地付近を除いて、東から西へ徐々に低くなる、ほぼ平坦な地形をしており、事業計画地周辺の標高は海抜 1～3m程度となっている。事業計画地は、堂島川と土佐堀川とに挟まれた中之島の中央部に位置する。

(2) 地質

「地域地質研究報告　大阪東北部地域の地質」（平成 13 年 3 月　地質調査所）によると、大阪平野には厚い沖積層が堆積しており、砂・シルトからなる下部層、海成粘土層を主体とする中部層、砂・シルトからなる上部層に区分されている。事業計画地周辺の沖積層の厚さは 20m以上となっている。また、上町台地の部分には、礫・砂及びシルトよりなる中位段丘堆積物が分布している。

2．3．3　水象

大阪市内における河川管理図は、図 2-3-1 に示すとおりである。

大阪市内を流れる河川のほとんどは淀川水系に属し、淀川本流は直接大阪湾に注いでいる。淀川の派流として北に神崎川が流れ、毛馬水門から分流して旧淀川である大川、堂島川、安治川が流れている。また、大阪平野東部から大阪府下の群小河川を合して京橋で大川と合流する寝屋川水系もこれに属している。一方、大阪市南端には大和川水系がある。

事業計画地は、北側を堂島川に、南側を土佐堀川に挟まれた中之島の中央部に位置している。

大阪市）

図 2-3-1　大阪市内河川管理図

2．3．4　動物

「大阪府環境白書　平成 19 年版」によると、大阪府内には、約 6 万 ha（府域の約 3 割）の森林、総延長約 1 千 km の河川や約 1 万 1 千か所のため池等の水辺空間、また、市街地やその周辺においても社寺林等の歴史的な緑や農空間が存在し、府内の森林や公園、河川等は野生動植物の繁殖地や移動経路となっているとされている。

また、府内の野生鳥獣については、平野や丘陵地においてイタチ、タヌキ、モグラ等の獣類や、スズメ、ドバト等の鳥類の生息が確認されている。

2．3．5　植物

大阪市ゆとりとみどり振興局のホームページによると、大阪市は上町台地を除きほぼ平坦な地形の上に開け、自然の緑に恵まれておらず、都市公園の整備や公共空間や民有地の緑化などにより市内の緑を築いているとしている。特に事業計画地東側の中之島公園内のバラ園は、バラの名所として広く市民に親しまれている。

2．3．6　水生生物

大阪市では、平成 3 年度から 5 年ごとに年 4 回（四季）にわたって魚類生息状況調査を実施しており、魚類の生息状況をとおして水環境の評価を行っている。

平成 18 年度は、市内河川 19 地点において調査を実施しており、「大阪市環境白書平成 19 年版」によると、確認された魚類は、18 科 39 種 3,660 個体であったとしている。事業計画地近傍の堂島川及び土佐堀川では、フナ属、オイカワ、ニゴイ属、コウライニゴイ、カダヤシ、スズキ、ボラ、マハゼが確認されている。なお、堂島川ではマハゼが、土佐堀川ではボラがそれぞれ最も個体数の多かった種となっている。

2．3．7　レクリエーション

大阪市が作成した「大阪都市計画図（都市施設）」に記載されている事業計画地周辺の公園の状況は図 2-3-2 に示すとおりである。

事業計画地の東側には中之島公園や中之島緑道等が存在する。

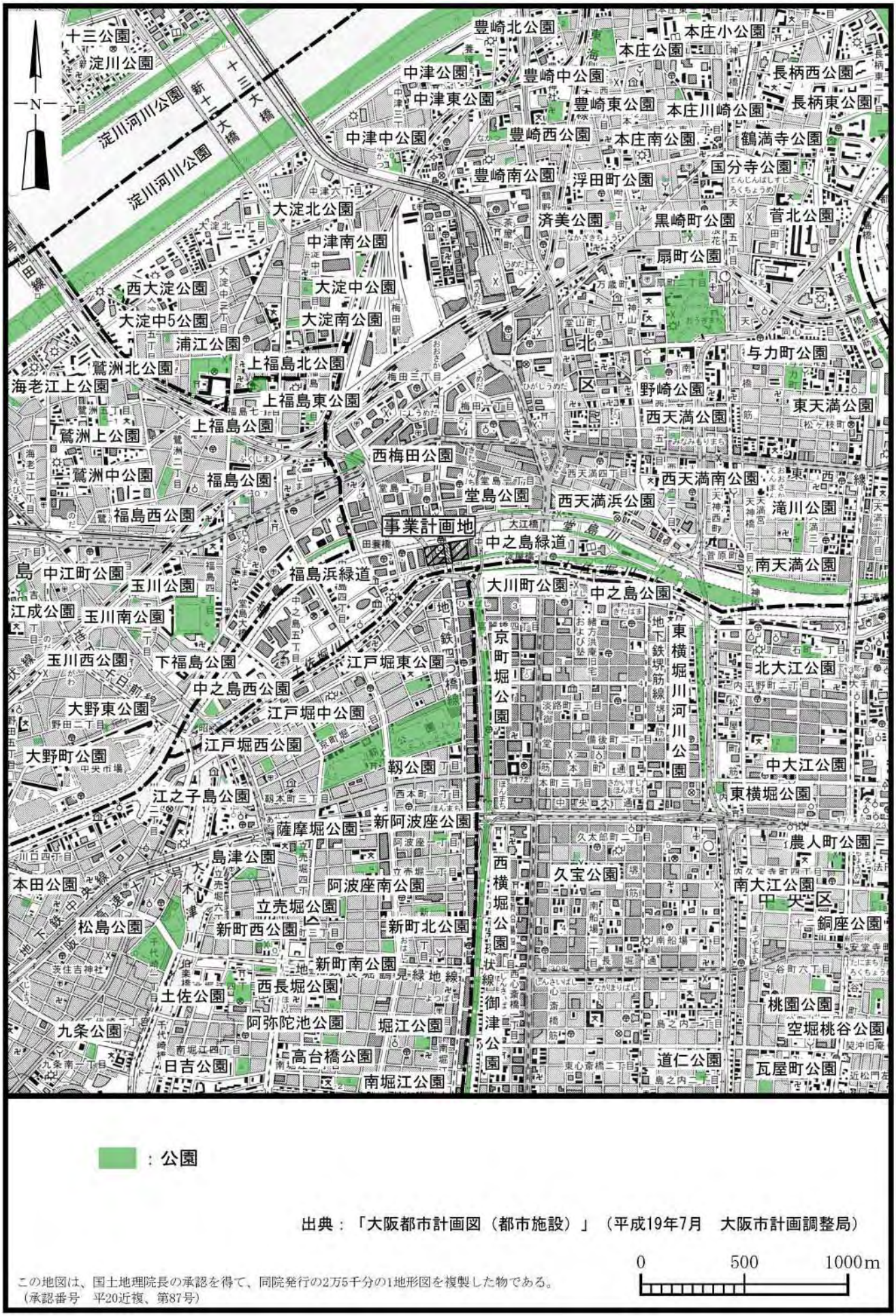

図 2-3-2　事業計画地周辺の主なレクリエーション施設の位置

2．4　社会的文化的環境の概要

「大阪市文化財地図」（平成 13 年 4 月（埋蔵文化財包蔵地の改定：平成 18 年 11 月）大阪市教育委員会）によると、事業計画地周辺の文化財の状況は、表 2-4-1 及び図 2-4-1 に示すとおりである。

事業計画地内には、国、大阪府及び大阪市が指定している史跡、名勝、有形文化財及び天然記念物等は存在しないが、事業計画地を含む中之島一帯が埋蔵文化財包蔵地である「中之島蔵屋敷跡」となっている。

表 2-4-1　事業計画地周辺における文化財一覧

区　分	番号	名　称
国指定史跡	A	緒方洪庵旧宅及び塾
国指定国宝・重要文化財(建造物)	B	大阪府立図書館
	C	旧緒方洪庵住宅（適塾）
	D	綿業会館
	E	大阪市中央公会堂
大阪府指定史跡	a	頼山陽生誕地
大阪市指定有形文化財(建造物)	①	愛珠幼稚園
	②	大江橋
	③	淀屋橋
大阪市指定史跡・名勝	④	御堂筋銀杏並木
	⑤	中央部下水道改良事業の下水道敷（通称「太閤下水」）
国登録文化財(建築物)	1	日本基督教団大阪教会
	2	大阪倶楽部
	3	金光教玉水教会会堂
	4	船場ビルディング
	5	山内ビル
大阪市顕彰碑	1	五代友厚精藍所・西朝陽館跡
	2	淀屋の屋敷跡
	3	中天游邸跡
	4	銅座の跡
	5	帝国座跡
	6	駅逓司大阪郵便役所跡
	7	御霊文楽座跡
	8	蔵屋敷跡
	9	薩摩藩蔵屋敷跡
	10	関西法律学校発祥の地
	11	松瀬青々生誕地
	12	大阪商法会議所跡
	13	手形交換所発祥の地
	14	大阪通商会社・為替会社跡
	15	西横堀川跡
	16	大阪市役所堂島庁舎跡
	17	信濃橋洋画研究所跡
	18	佐賀藩蔵屋敷跡
	19	宮武外骨ゆかりの地
	20	国産ビール発祥の地
	21	靭海産物市場跡

注：表中番号は図中番号と一致する

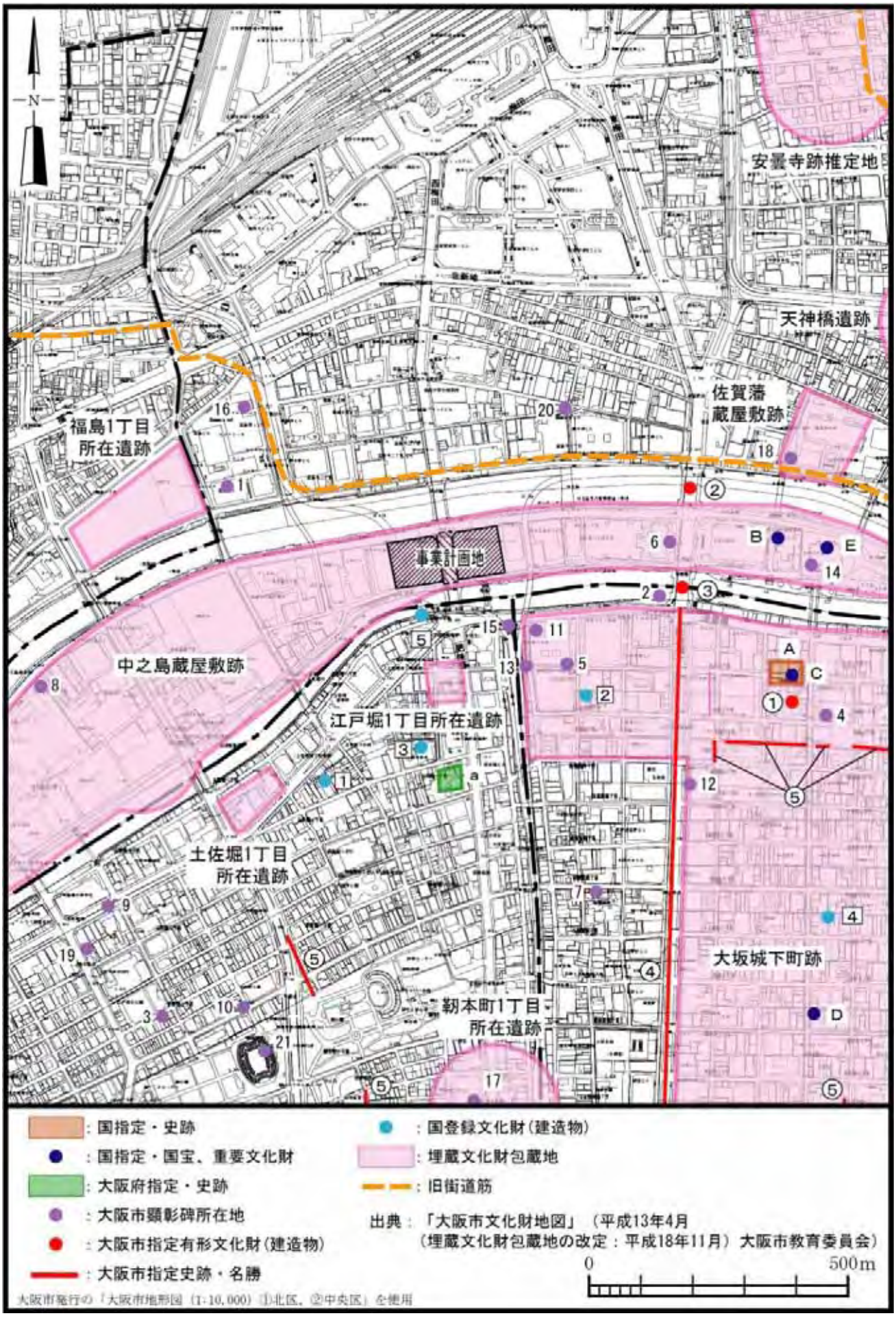

図 2-4-1　事業計画地周辺の文化財地図

2．5　環境基準等

2．5．1　「環境基本法」に基づく環境基準

(1) 大気汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境基準は、表 2-5-1 に示すとおりである。

大気の汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの 9 項目について定められている。

表 2-5-1　大気の汚染に係る環境基準

項　　目	基　準　値
二酸化いおう	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m^{3}以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m^{3}以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m^{3}以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m^{3}以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m^{3}以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m^{3}以下であること。

備考
1．環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2．浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm 以下のものをいう。
3．光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月　環境庁告示第 25 号）
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月　環境庁告示第 38 号）
「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」
（平成 9 年 2 月　環境庁告示第 4 号）

(2) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は表 2-5-2 に、大阪府における地域の類型ごとに当てはめる地域の指定は表 2-5-3 に示すとおりである。

表 2-5-2　騒音に係る環境基準

（等価騒音レベル）

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
ＡＡ	50 デシベル以下	40 デシベル以下
Ａ及びＢ	55 デシベル以下	45 デシベル以下
Ｃ	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注：１．時間の区分は、昼間が午前 6 時から午後 10 時までの間、夜間が午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
２．ＡＡをあてはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
３．Ａをあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
４．Ｂをあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
５．Ｃをあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域（以下、「道路に面する地域」という。）については、その環境基準は上表によらず次表の基準の欄に掲げるとおりとする。

（等価騒音レベル）

地域の種類	基準値	
	昼間	夜間
Ａ地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
Ｂ地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及びＣ地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考：車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車線部分をいう。		

なお、道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間については、次表の欄に掲げるとおりとする。

（等価騒音レベル）

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

注：１．「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
① 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては、4 車線以上の区間に限る。)
② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 7 条第 1 号に掲げる自動車専用道路
２．「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
① 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路　　15 メートル
② 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路　　20 メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月　環境庁告示第 64 号）

表 2-5-3　地域の類型ごとに当てはめる地域の指定

地域の類型	該当地域
ＡＡ	大阪市内該当なし
A	第一種低層住居専用地域(大阪市内該当なし)、第二種低層住居専用地域(大阪市内該当なし)、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域(ＡＡに該当する地域、関西国際空港及び八尾空港の敷地並びに工業用の埋立地を除く。)
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定」
（平成 11 年 3 月　大阪府公告第 29 号）

2．5．2　環境保全関係法令

(1) 環境保全に係る条例等

大阪市では、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、良好な都市の環境を確保することを目的に「大阪市環境基本条例」を平成 7 年 3 月に制定している。

また、大阪府では、環境政策を総合的・計画的に推進するための理念や基本方針を定めた「大阪府環境基本条例」が平成 6 年 3 月に制定され、その理念にのっとり、公害の防止に関する規制の措置等を定めた、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（以下「府生活環境保全条例」という。）が平成 6 年 3 月に制定されている。

(2) 大気汚染に係る規制

①　工場・事業場に関する規制

「大気汚染防止法」では、ばい煙発生施設について施設ごとの排出基準、硫黄酸化物及び窒素酸化物に係る総量規制基準が定められている。

同法では工場等が集中していることにより、排出基準のみによっては環境基準の確保が困難と認められる地域について、知事が総量削減計画を定め総量規制を行うこととされており、大阪府域は、大阪市、堺市等の 17 市 1 町の区域（58 号区域）、岸和田市、池田市等 14 市 7 町の区域（59 号区域）及び能勢町等の 4 町 1 村の区域（100 号区域）の 3 つの区域に区分され、硫黄酸化物については 58 号及び 59 号区域、窒素化合物については 58 号区域において、総量削減計画が定められ、総量規制が実施されている。

さらに、大阪市では、工場・事業場等の固定発生源に係る窒素酸化物対策として、大気汚染防止法に基づく排出規制及び総量規制の基準遵守に加え、より厳しい指導基準を盛り込んだ「大阪市固定発生源窒素酸化物対策指導要領」及び「大阪市固定型内燃機関窒素酸化物対策指導要領」に基づき、窒素酸化物の低減に努めている。

②　自動車排出ガス規制

自動車排出ガスによる大気汚染防止として、国は、「大気汚染防止法」に基づき自動車 1 台あたりの排出ガス量の削減を図るため、一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物等に係る自動車排出ガス規制を実施し、段階的に強化してきた。

窒素酸化物及び粒子状物質については、平成 17 年 10 月に新長期規制を開始し、特に、車両重量 3.5 トンを超えるディーゼル重量車については、窒素酸化物で 41%の削減、粒子状物質で 85%の削減を図り、新短期規制（平成 15～16 年）と比較して大幅に削減している。また、ディーゼル特殊自動車の排出ガスについても、平成 15 年から規制を開始している。

自動車用燃料の性状及び燃料に含まれる物質（鉛、硫黄等）の量に関しては、平成 8 年から大気汚染防止法により規制を開始している。なお、軽油中の硫黄分については、石油業界の自主的な取組により、平成 17 年 1 月からは 10ppm 以下の軽油が全国的に供給されている。

大阪府では、平成 13 年 6 月に改正された「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法」（自動車ＮＯｘ・ＰＭ法）に基づき、平成 15 年 7 月に「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を策定し、計画に定められた諸施策を総合的に推進しており、大阪市は、この削減計画の対策地域となっている。

また、「府生活環境保全条例」では、平成 10 年から運転者が自動車を駐車する場合のアイドリング停止の責務等を定めており、特に 500 ㎡以上の駐車場の管理者に対しては、利用者に対し原動機を停止すべきことを周知させる義務を課している。

さらに大阪府では、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準のより早期かつ確実な達成を図るため、同条例を改正し、荷主・運送事業者・行政等の連携した取組みにより、排出基準を満たさないトラック・バス等の府域の対策地域内への発着を禁止する流入車の規制を、平成21年より実施するとしている。

大阪市では、平成19年2月に「大阪市自動車交通環境計画」を策定し、エコカー（低公害・低燃費車）の普及促進等の施策を実施していくこととしている。

(3) 騒音に係る規制

① 工場・事業場騒音

工場・事業場騒音に係る規制については、「騒音規制法」に基づき特定施設を有する工場・事業場から発生する騒音を対象として、区域ごとに規制基準が定められている。

また、「府生活環境保全条例」では、「騒音規制法」の指定地域内の特定工場等を除く、工場・事業場から発生する騒音を規制の対象としている。

その内容は表2-5-4に示すとおりである。

表2-5-4　騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準

（昭和43年11月　厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号）
（平成6年10月　大阪府規則第81号）
（昭和61年4月　大阪市告示第246号）
（昭和61年4月　大阪市告示第247号）
（単位：デシベル）

区域の区分＼時間の区分		朝 (午前6時～午前8時)	昼　間 (午前8時～午後6時)	夕 (午後6時～午後9時)	夜　間 (午後9時～翌日午前6時)
第一種区域		45	50	45	40
第二種区域		50	55	50	45
第三種区域		60	65	60	55
第四種区域	既設の学校、保育所等の周囲50mの区域及び第二種区域の境界線から15m以内の区域	60	65	60	55
	その他の区域	65	70	65	60

注：1．「デシベル」とは、計量法（平成4年法律第51号）別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう。

2．測定場所は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。

3．「第一種区域」、「第二種区域」、「第三種区域」及び「第四種区域」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。

(1) 第一種区域：第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域

(2) 第二種区域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域（都市計画法第二章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。）並びに都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域（工業用の埋立地を除く。以下「用途地域の指定のない地域」という。）のうち第四種区域に該当する地域以外の地域

(3) 第三種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域（都市計画法第二章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。）のうち第四種区域に該当する地域以外の地域

(4) 第四種区域：工業地域（都市計画法第二章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号に掲げる地域

4．「既設の学校・保育所等」とは、学校、保育所、病院及び入院施設を有する診療所であって、昭和45年4月1日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む）をいう。

5．この表は建設工事に伴って発生する騒音並びに航空機騒音及び鉄軌道の運行に伴って発生する騒音については適用しないものとする。

② 建設作業騒音

建設作業騒音に係る規制については、「騒音規制法」により、くい打ち機、バックホウ等を使用する作業等 8 種類の作業を特定建設作業と定め規制の対象とし、敷地境界線における音量、時間制限等の規制基準を定めている。

また、「府生活環境保全条例」では、法に定める 8 種類の作業の他、コンクリートカッターを使用する作業等 3 種類の作業を同じく特定建設作業と定め法と同様に規制基準を定めている。

その内容は表 2-5-5 に示すとおりである。

表 2-5-5 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業の規制基準

（昭和43年11月 厚生省・建設省告示第1号）
（平成6年10月 大阪府規則第81号）
（昭和61年4月 大阪市告示第246号）
（昭和61年4月 大阪市告示第248号）

特定建設作業の種類	敷地境界における騒音の大きさ	作業時刻		1日当たりの作業時間		作業期間	作業日
		第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
1.くい打機等を使用する作業（アースオーガー併用を除く。）	85デシベルを超えるものでないこと	19時～7時の時間内でないこと	22時～6時の時間内でないこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日・その他の休日でないこと
2.びょう打機を使用する作業							
3.さく岩機を使用する作業							
4.空気圧縮機を使用する作業							
5.コンクリートプラント・アスファルトプラントを設けて行う作業							
6.バックホウを使用する作業							
7.トラクターショベルを使用する作業							
8.ブルドーザーを使用する作業							
9.6､7､8 の作業以外のショベル系掘削機械、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業							
10.コンクリートカッターを使用する作業							
11.鋼球を使用する破壊作業							

注：第1号区域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない地域のうち第2号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域及び工業専用地域の一部のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内の地域。

第2号区域：工業地域及び工業専用地域の一部のうち、第1号区域に該当する地域以外の地域。

（工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき府知事が告示した地域。）

③　道路交通騒音

ａ．発生源の規則

自動車本体の騒音発生量については、自動車騒音の大きさの許容限度が「騒音規制法」の規定に基づき昭和 46 年に定常走行騒音、排気騒音及び加速走行騒音について定められた。その後、中央公害対策審議会の答申「自動車騒音の許容限度の長期的設定方策」に基づき、順次規制の強化が行われた。

さらに、平成 12 年 2 月には、平成 7 年の中央環境審議会答申で示された「今後の自動車騒音低減対策のあり方について（自動車単体対策関係）」（平成 12 年 2 月 21 日　環境庁告示第 12 号）に沿って改正強化されている。

ｂ．都道府県知事等による要請及び意見

道路交通騒音について「騒音規制法」は、道路交通騒音の大きさが一定の限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるとき、都道府県知事（市町村長）が都道府県公安委員会に対し、「道路交通法」の規定による措置（交通規制等）を執るべきことを要請するものとしている。また、道路管理者又は関係行政機関の長に、道路構造の改善その他道路交通騒音の低減に資する事項について意見を述べることができるとしている。

限度の内容は、表 2-5-6 に示すとおりであり、その区域については大阪市告示第 277 号で定められている。

表 2-5-6　騒音規制法に基づく自動車騒音の限度

（平成12年3月　総理府令第15号）
（等価騒音レベル）

時間の区分 / 区域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
ａ区域及びｂ区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55デシベル
ａ区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
ｂ区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びｃ区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

上記に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、次表のとおりとする。

基準値	
昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
75 デシベル	70 デシベル

注：１．「車線」とは、一縦列の自動車（二輪のものを除く。）が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。

２．「幹線交通を担う道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1項に規定する自動車専用道路部分をいう。

３．「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、二車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から十五メートル、二車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から二十メートルまでの範囲をいう。

４．「デシベル」とは、計量法（平成4年法律第51号）別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう。

５．ａ区域、ｂ区域及びｃ区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として大阪市長が定めた区域をいう。

ａ区域：専ら住居の用に供される区域

ｂ区域：主として住居の用に供される区域

ｃ区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

（平成12年3月　大阪市告示第277号）

<table>
<tr><td rowspan="2">用途地域</td><td colspan="2">区域の区分と要請限度</td></tr>
<tr><td>１車線</td><td>２車線以上</td></tr>
<tr><td>第１種中高層住居専用地域</td><td rowspan="6">ａ区域
ｂ区域
65/55</td><td>ａ区域
70/65
（75/70）</td></tr>
<tr><td>第２種中高層住居専用地域</td><td rowspan="5">ｂ区域
ｃ区域
（車線を有する道路）
75/70
（75/70）</td></tr>
<tr><td>第１種住居地域</td></tr>
<tr><td>第２種住居地域</td></tr>
<tr><td>準住居地域</td></tr>
<tr><td>用途地域の指定のない地域</td></tr>
<tr><td>近隣商業地域</td><td colspan="2" rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>商業地域</td></tr>
<tr><td>準工業地域</td></tr>
<tr><td>工業地域</td></tr>
<tr><td>工業専用地域</td><td colspan="2">指定しない</td></tr>
</table>

注：（　）内の数値は幹線交通を担う道路に近隣する区域に係る限度。

④　その他の規制

「府生活環境保全条例」では、「商業宣伝を目的とした拡声器の使用の制限」や「深夜における音響機器の使用の制限」の規制の措置が定められている。

(4) 振動に係る規制

① 建設作業振動

建設作業振動に係る規制については、「振動規制法」により、くい打ち機等を使用する作業等、4 種類の作業を特定建設作業と定め規制の対象とし、敷地境界線における振動の大きさ、時間制限等の規制基準を定めている。

また、「府生活環境保全条例」では、法に定める 4 種類の作業の他ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械を使用する作業等、合計 5 種類の作業を同じく特定建設作業と定め法と同様に規制基準を定めている。

その内容は表 2-5-7 に示すとおりである。

表 2-5-7　振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業の規制基準

（昭和51年11月　総理府令第58号）
（平成6年10月　大阪府規則第81号）
（昭和61年4月　大阪市告示第250号）
（昭和61年4月　大阪市告示第252号）

特定建設作業の種類	敷地境界における振動の大きさ	作業時刻		1日当たりの作業時間		作業期間	作業日
		第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
1.くい打機等を使用する作業（アースオーガー併用を除く。）	75デシベルを超えるものでないこと	19時～7時の時間内でないこと	22時～6時の時間内でないこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日・その他の休日でないこと
2. 鋼球を使用する破壊作業							
3.舗装版破砕機を使用する作業							
4.ブレーカー（手持式を除く）を使用する作業							
5.ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械を使用する作業							

注：第1号区域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない地域のうち第2号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域及び工業専用地域の一部のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内の地域。

第2号区域：工業地域及び工業専用地域の一部のうち、第1号区域に該当する地域以外の地域。

（工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき府知事が告示した地域。）

② 道路交通振動

道路交通振動に係る規制については、「振動規制法」では道路交通振動が総理府令で定める限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるとき、都道府県知事（市町村長）が道路管理者に対し、当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し「道路交通法」の規定による措置（交通規制）を執るべき事を要請するものとしている。

総理府令で定める限度は、表 2-5-8 に示すとおりである。

表 2-5-8　振動規制法による道路交通振動の限度

（昭和51年11月　総理府令第58号）
（昭和61年4月　大阪市告示第253号）

時間の区分 / 区域の区分	昼　間 (午前 6 時～午後 9 時)	夜　間 (午後 9 時～翌日午前 6 時)
第一種区域	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域	70 デシベル	65 デシベル

注：１．第一種区域：第一種中高層住宅専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域
２．第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(5) 地下水採取に係る規制

法律及び条例による地下水の採取規制は、井戸（揚水設備）の揚水機の吐出口断面が 6㎠を超える動力付きのものを対象に、「工業用水法」では工業用地下水、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」では冷暖房設備等の建築物用地下水、また「府生活環境保全条例」では水道事業用地下水（給水人口 5,000 人以上のもの）の採取について、吐出口の断面積及びストレーナーの位置を規制している。

(6) 日照阻害に係る規制

大阪市域における日影による中高層建築物の高さ制限については、「建築基準法」及び、「大阪市建築基準法施行条例」に基づき、建築物は特定区域の一定範囲において冬至日の真太陽時の一定時間内に、制限時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならないとされている。

(7) 景観に係る規制

「景観法」では、景観計画区域内において、建築物の新設等の行為を行う場合は、あらかじめ、その行為の種類、場所、設計の方法等の事項を景観行政団体の長に届け出なければならないとしている。

大阪市では、大阪市景観計画により、大阪市の行政区域（地先公有水面を含む）が景観計画区域とされており、景観行政団体は大阪市である。また、大阪市景観計画で定めている景観形成の基本目標・基本方針の実現を図る上での取り組み方向や必要な施策を示し、効果的な景観施策の展開を図ることを目的として、大阪市景観形成推進計画を策定している。さらに、大阪市では、都市景観の形成を総合的かつ計画的に推進し、市域の景観の向上及び地域の特性を生かした都市景観を形成することを目的として、「大阪市都市景観条例」が定められている。

(8) 文化財に係る規制

周知の埋蔵文化財包蔵地内において、土木工事を行う場合で、事業主(施主)が国や地方公共団体以外の民間の場合には、工事の 60 日前までに文化財保護法第 93 条第 1 項の規定に基づき、工事の概要等を記載した届出を大阪市教育委員会教育長に提出することとなっている。

(9) 緑化に係る規制

大阪府では、地球温暖化・ヒートアイランド対策の制度化についての府環境審議会の答申（平成 17 年 5 月）を踏まえ、「大阪府自然環境保全条例」を改正し、一定規模（敷地面積 1,000m^2）以上の建築物の新築・改築又は増築を行う建築主に対し、規則で定める基準に従い、当該建築物及びその敷地について緑化をしなければならないとしている。

また、大阪市の「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領」では、事業者は建設計画区域内にその面積の 3%以上の緑地を設置することとしている。

(10) 地球温暖化等に係る規制

大阪府では、事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制対策や、建築物の環境配慮を促進させることを目的とした、「大阪府温暖化の防止等に関する条例」を制定し、一定規模以上のエネルギー使用事業者（例えば、エネルギー使用量が、原油換算燃料等使用量で 1,500kL／年以上の事業所を持つ事業者）に対する温室効果ガス等の排出抑制に関する対策計画書及び実績報告書の届出及び一定規模（延面積 5,000m^2）を超える新築、増改築を行う建築主に対する建築物環境計画書並びに工事完了の届出等を規定している。

また、大阪市では、温室効果ガスの排出抑制対策に取り組んでいくための「大阪市地球温暖化対策地域推進計画」を策定するとともに、ヒートアイランドに対する施策を総合的かつ効果的に推進するための「大阪市ヒートアイランド対策推進計画」を策定している。